

森林の土地を取得したとき届出が必要です

森林法改正により、4月から、新たに土地（森林）の所有者となった方は市町村長への届出が義務付けられました。

【届出対象者】

個人・法人を問わず、売買や相続等により土地（森林※1）を新たに取得した方は、面積に関わらず届出が必要です。

ただし、国土利用計画法※2に基づく土地売買契約の届出をしている方は対象外です。

※1 森林とは、地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いので御注意ください。

※2 国土利用計画法に基づき、次の面積以上の土地の売買契約をしたときは事後届が必要です。
市街化区域：2,000㎡ その他の都市計画区域：5,000㎡ 都市計画区域外：10,000㎡
清里町は、都市計画区域外のため、10,000㎡ 以上の場合届出が必要となります。

【届出期間】

土地（森林）の所有者となった日から90日以内に、取得した土地（森林）のある市町村長に届出をしてください。

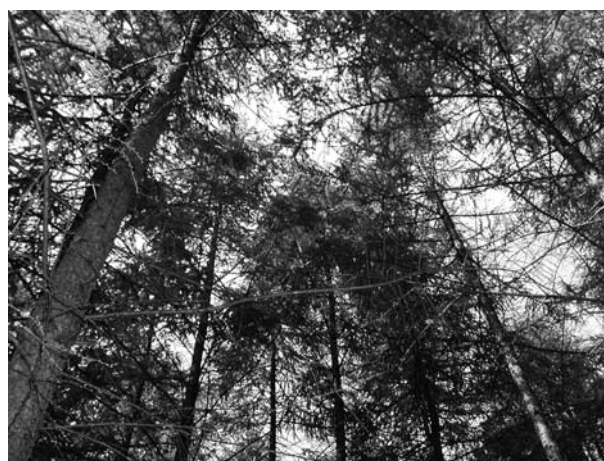
※届出をしない又は虚偽の届出をしたときには、10万円以下の過料が課されることがあります。

【届出事項】

●届出書

記載事項

- ・届出者の住所氏名
- ・前所有者の住所氏名
- ・所有者となった年月日
- ・所有権移転の原因
- ・土地（森林）の所在地
- ・土地（森林）の面積
- ・土地（森林）の用途



●土地（森林）の登記事項証明書（写しも可）又は売買契約書の写し、相続分割協議の目録などの権利を取得したことが分かる書類の写し

●土地（森林）の位置を示す図面（任意の図面に大まかな位置を記入）

【詳しくは】

清里町内で新たに土地（森林）を所有した場合は、産業課商工観光・林政グループ林政担当までお問い合わせください。清里町外の場合は、その土地の市町村林政担当までお問い合わせください。